

指 定 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

⑨

下記の保税作業については、関税法第61条の2の規定による保税作業として指定したので通知する。

記

保 税 工 場 の 名 称	
所 在 地	
保税作業に使用される 外国貨物である原料品 の品名	
保税作業により製造さ れる外国貨物である製 品の品名	
指 定 の 条 件	